

保険金ご請求関連の特別対応

## 新型コロナウイルス感染症を病院以外 の場所で治療した場合の特別措置について

この度の新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

過日、障がい者施設で、職員・利用者の集団感染が発生しました。そして、障がいのある方の中には環境の変化に敏感な方も多いことから、医療機関に入院せず、施設に医師が派遣され、治療にあたることも併せて報道されました。

この報道を受けて、ぜんちのあんしん保険では、病院以外の施設などで治療した場合であっても、入院保険金の支払い対象となるよう決定し、再保険会社と交渉をいたしました。昨日、再保険会社の同意を得たため、弊社は下記の条件に該当する場合を入院期間とみなし、医師の証明書等をご提出することで入院保険金のお支払い対象としましたのでお知らせいたします。

弊社はこれからも社是である「ともに助け、ともに生きる」の精神に根ざし、一人でも多くの障がいのある方の「安心した生活」の実現に向けて成長を続けていけるよう、魅力的な商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

### 記

- ①保険期間中に、PCR検査によって医師により新型コロナウイルス感染症(COVID-19)と診断された被保険者が、
- ②法令に基づく措置または医師の指示に基づき、病院または診療所(以下「医療機関」という)に入院して治療を受けるべきところ、
- ③受け入れる医療機関の事情により入院することができず、医療機関と同等な治療が可能な施設または被保険者の自宅(入所している施設を含む)において、
- ④常に医師の管理下において、治療に専念した期間

以上



## お問い合わせ関連の特別対応

### コールセンター営業時間変更のお知らせ

新型コロナウイルス感染拡大防止の一環として、コールセンターの営業時間を以下のとおり変更いたしますのでお知らせいたします。

#### 1. 変更期間

2020年4月8日(水)～ 2020年5月7日(木)

#### 2. 営業時間

【変更後】平日10時～15時 (土日、祝日、年末年始を除く)

【通常時】平日9時～17時 (土日、祝日、年末年始を除く)

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解くださいようお願い申し上げます。

なお、弊社ホームページでは24時間、各種手続きを承っております。

- ・契約内容の各種ご変更
- ・保険金(入院・通院)のご請求



## ご契約関連の特別対応

### 保険料・契約更新のお取扱いについて

「新型コロナウイルス感染症」の影響を受けられたお客様に対し、以下のとおりの対応を実施いたします。

#### 1. 保険料のお払込みに関する特別お取扱いについて

2020年4月1日から、お客様からのお申出により、保険料の払込が困難な場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月延長させていただきます。

#### 2. 契約更新に関する特別お取扱いについて

2020年4月1日以降に到来する保険契約のお手続きができない場合、または、手続きが行えなかった場合には、お客様からのお申出により、お手続きについて、6か月以内を限度として延長させていただきます。

## 保険金ご請求関連の特別対応

### 緊急事態宣言発令に伴う対象地域の特別取扱いについて

新型コロナウイルスの感染拡大を受け緊急事態宣言が日本政府より発令され、対象地域の知事より『生活の維持に必要な場合を除く外出自粛の要請』が行われました。

この外出自粛要請を踏まえ、対象地域にお住まいのお客様においては、医療機関への診断書の受け取りや、行政機関での手続きが困難となることが想定されることから、「**ぜんちのあんしん保険**」「**ぜんちのこども傷害保険**」の請求手続きについて、必要書類の要件を一部緩和するお取扱いをいたします。

#### ●対象となるお客様

緊急事態宣言の対象となり、『生活の維持に必要な場合を除く外出自粛の要請』が行われた地域のお客様

#### ●提出書類の要件緩和の対象となる請求

入院保険金および死亡保険金

#### ●実施期間

緊急事態解除宣言が行われるまでの間

#### ●要件緩和の内容

##### ①入院保険金

原則、入院等証明書(診断書)のご提出をお願いしておりますが、これに代わる書類として、以下の書類のご提出をもちまして入院等証明書(診断書)とみなすことにいたします。

- ・入院計画書
  - ・退院証明書
  - ・入院領収書
  - ・入院措置通知、勧告書
- いずれか2点の写し

##### ②死亡保険金

死亡された被保険者様の除籍謄本もしくは除住民票のご提出をお願いしておりますが、これを省略出来ることにいたします。



ぜん太

## お問い合わせ・資料請求はTELまたはFAXでご連絡ください。

コールセンター **0120-322-150** FAX **03-6910-0851**

|              |      |     |   |
|--------------|------|-----|---|
| お名前<br>(施設名) | フリガナ | 連絡先 |   |
| 住所           | 〒    | 部数  | 部 |

<引受保険会社>

—ともに助け、ともに生きる。—

 **ぜんち共済株式会社**  
関東財務局長(少額短期保険)第14号

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-5 九段北325ビル4階

[Http://www.z-kyosai.com/](http://www.z-kyosai.com/)